令和９・10 年度 競争参加資格審査申請書記載要領
（建設工事の場合）

農林水産省大臣官房予算課

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業者で、次の発注機関において行う競争契約に参加する資格を得ようとする者は、この要領によって競争参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

この申請による有資格者の資格の有効期間は、資格を付与されたときから令和 11 年３月 31 日までとなります。なお、随時に申請された場合の資格の付与は、申請書を受理した月の翌月中に資格確認通知書を送付します。

また、建設業法に定める経営事項審査を受けないで畳工事（畳の取替え等をいう。）を行う者は、別途「役務等契約」として申請することとなっておりますので、御注意ください。

〇発注機関

・農林水産省大臣官房予算課　・植物防疫所　・那覇植物防疫事務所　・動物検疫所　・動物医薬品検査所　・農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター　・農林水産研修所　・農林水産政策研究所　・北海道農政事務所　・林野庁本庁（建築一式工事及び測量・建設コンサルタント等契約に限る。）　・水産庁

１　提出書類（提出部数各１部）

書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類に準じて作成し、以下の番号順に整理の上、提出してください（ファイル等で綴じないこと。）。

（１）　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

（２）　営業所一覧表

（３）　総合評定値通知書の写し（経営事項審査の審査基準日が定期の審査にあっては令和７年６月 16 日以降のもの、随時の審査にあっては申請をする日の１年７月前の日以降のもので直前に通知を受けたもの。）

（４）　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下、「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３）。以下同じ。）

（５）　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

（６）　共同企業体等調書（共同企業体又は総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合として申請する場合）

（７）　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

（８）　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び

企業集団に属する建設業者についての数値認定書

（９） 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(10) 総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合の場合

ア 関係組合員の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名

イ 役員名簿

ウ 事業協同組合員名簿

(11) 前回（令和７・８年度）の資格確認通知書の写し（令和７・８年度における有資格者のみ）

(注)

① 写しは、ほぼ原寸大であり、かつ鮮明なもの（印影部分を含む。）としてください。

② 郵送により提出される場合は、紛失防止のため、書留又は簡易書留により、送付してください。

③ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、提出日から３ヶ月前までのものを有効とします。

④ 受領証が必要な場合は、返信用のはがき又は受付印を押印する用紙（申請書の写し又は任意の様式）と、返信用の封筒を同封してください。受領印を押印の上、返送します。

⑤ 資格確認通知書の送付用の切手及び封筒は、不要です。

２ 提出書類の記載要領

（１） 提出書類に使用する言語は、日本語を用い、ボールペン又は万年筆等（鉛筆や赤色は不可）を用いて楷書で明瞭に記載してください。登録に使用できる漢字は第２水準までとし、外字は取り扱えませんので御注意ください。なお、ゴム印を利用できる箇所は使用して差し支えありません。また、Ｅｘｃｅｌの様式を用いて作成することも可能です。

（２） 記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（以下「基準日」という。）とします。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします（仮決算は、認めておりません。）。

（３） 様式上押印を求めていますが、代表者印及び申請代理人印の押印は不要です。

（４） 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）は、本社（店）で作成してください。従って、申請者は本社（店）の代表者となります。

（５） 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の作成方法は、次のとおりです。

ア 様式中、「※」の欄には、記載しないこと。

イ 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（１又は２）に〇印を付す。

（注）（１：新規）とは、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和７・８年度競争参加資格審査）の申請を行っていない場合をいう。

ウ 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（８桁）を総合評定値通知書から転記する。

エ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

オ 「08 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第１項又は第２項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（１３桁）を記載する。

※法人番号は、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載するので、誤りのないよう正確に記載する。

※個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載の必要はありません。

※法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索すること。

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

カ 「09 本社（店）住所」から「15 本社（店）ＦＡＸ番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

（ア） フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

なお、「09 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないこと。

（イ） 「09 本社（店）住所」欄での丁目、番地等は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

（例）

チヨダクカスミガセキ

東京都千代田区霞が関１－２－１

（ウ） 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、次の表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（合）	（責）	（共）

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人	
略号	（一財）	（一社）	（公財）	（公社）	（特財）	（特社）	

（例）

カスミガセキケンセツ

（株）霞ヶ関建設

（エ） 「11 代表者氏名」欄、「12 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は１文字あけること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

（例）

チヨダ　タロウ

千代田　太郎

（オ）「13 本社（店）電話番号」欄、「14 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「15 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（　）は用いないこと。

（例）

０３－３５９１－７３９０

（カ）「18 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

キ　「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（１　２　３のいずれか）に〇印を付するとともに、［　］内に外国名を、（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「２　日本国籍会社（100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をいう。

ク　「20 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（２業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（１年未満切捨て）を記載する。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（１年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（１年未満切捨て）を記載する。

ケ　「21 総職員数」欄には、基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記載する。

コ　「22　設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載する。（個人については、記載を要しない。）

サ　「23　みなし大企業」欄については、次により記載する。

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れる。

シ　「24 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

（ア）　農林水産省大臣官房予算課で実施する競争参加資格審査の工事種別は、建設業法第２条に定める別表第１の上欄に掲げるものとする。

（イ）「①競争参加資格希望工種区分」欄については、競争参加を希望する工種の番号に〇印を付けること。

なお、希望できる工種区分は、総合評定値通知書における総合評定値（Ｐ点）に数値が入っているものとする。

(注)完成工事高が「０」であっても総合評定値（Ｐ点）に数値が入っていれば希望できる。

（ウ）「②年間平均完成工事高」欄には、希望する「①競争参加資格希望工種区分」の競争参加希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下、本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。

(注)「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「２年又は３年平均」と同じである。

（６） 添付書類の作成方法は、次のとおりです。

ア 営業所一覧表（別紙第６号様式）

この様式については、末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。この場合には、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

イ 総合評定値通知書の写し

経営事項審査の審査基準日が定期の審査にあっては令和７年６月 16 日以降のもの、随時の審査にあっては申請をする日の１年７月前の日以降のもので直前に通知を受けたもの。

共同企業体の場合は各構成員の総合評定値通知書の写し、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写し。

ウ 共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写し

エ 共同企業体等調書（別紙第９号様式）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が４事業者までの場合（以下「Ａ者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その１）及び共同企業体等調書（その３）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「Ｂ者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その１）、共同企業体等調書（その２）、共同企業体等調書（その３）及び共同企業体等調書（その４）を作成する。

各欄については、次により記載する。

（ア）「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、１級、講習受講、基幹、２級及びその他の「①」から「⑪」までの各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記載する。

また、Ａ者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥ｏｒ計」欄に記載する。

（イ）「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記(ア)の区分により転

記する。

また、「⑥ｏｒ計」欄及び「計」欄についても上記（ア）の方法により記載する。

（ウ） 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Ｙ）」欄に記載されている点数を上記（ア）の区分により転記する。

また、「⑥ｏｒ計」欄及び「計」欄についても上記（ア）の方法により記載する。

（エ） 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の評価項目（社会性等）」欄の「評点（Ｗ）」欄に記載されている点数を上記（ア）の区分により転記する。

また、「⑥ｏｒ計」欄及び「計」欄についても上記（ア）の方法により記載する。

（オ） 「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を上記の（ア）の区分により転記する。

また、「⑥ｏｒ計」欄及び「計」欄についても上記（ア）の方法により記載する。

オ　納税証明書の写し

直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。

（ア） 様式

次の様式の写しを提出することとする。

様　　式	証　明　の　内　容	個　人	法　人
国税規則別紙第９号書式 その２	「申告所得税」または「法人税」の所得金額の証明書	必須	必須
国税規則別紙第９号書式 その３の２	「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税規則別紙第９号書式 その３の３	「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税規則別紙第９号書式 その３	未納の税額（申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

（イ） 納税証明書の対象

個人の場合・・・所得金額、申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・所得金額、法人税、消費税及び地方消費税

＊　できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出すること。

＊　「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

＊　ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人

である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第９号書式（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

カ　委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（正本を提出すること。）。

キ　外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法

（ア）　申請書の「09 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

（イ）　提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

（ウ）　申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

（７）　この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に係る契約のうち登録の工事種類に限られます。

３　申請した事項の変更の届出

申請書提出後において、次の（１）から（５）までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて申請書を提出した場所へ届け出てください。

（１）　本社（店）住所

（２）　商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む）

（３）　法人である場合は代表者の役職及び氏名、個人である場合はその者の氏名

（４）　許可・登録等の状況（本社（店）の業種の追加は新規で申請）

（５）　営業所の所在地、電話番号（営業所の新設又は廃止を含む）

＜添付資料＞

資格確認通知書の写し及び下記に記載するものを添付してください。

〇法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し

〇個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

〇許可・登録の状況に係る変更の場合（資格を取得・喪失した業種がある場合、廃業の場合）

許可・登録の証明書等の写し

〇営業所の所在地、電話番号に係る変更の場合（営業所の新設又は廃止を含む）

　　営業所の所在地等が分かる書類若しくはその写し

参考１　業種別区分表

建設工事

業種の区分	内容
１　土木一式工事	建設業法第２条別表第１による区分とする。
２　建築一式工事	
３　大工工事	
４　左官工事	
５　とび・土工・コンクリート工事	
６　石工事	
７　屋根工事	
８　電気工事	
９　管工事	
10　タイル・れんが・ブロック工事	
11　鋼構造物工事	
12　鉄筋工事	
13　舗装工事	
14　しゅんせつ工事	
15　板金工事	
16　ガラス工事	
17　塗装工事	
18　防水工事	
19　内装仕上工事	
20　機械器具設置工事	
21　熱絶縁工事	
22　電気通信工事	
23　造園工事	
24　さく井工事	
25　建具工事	
26　水道施設工事	
27　消防施設工事	
28　清掃施設工事	
29　解体工事	

参考２　農林水産省競争参加資格審査受付機関

１　農林水産省大臣官房予算課等(次の発注機関）における競争参加資格審査の受付機関

〇発注機関

・農林水産省大臣官房予算課　・植物防疫所　・那覇植物防疫事務所　・動物検疫所　・動物医薬品検査所　・農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター　・農林水産研修所　・農林水産政策研究所　・北海道農政事務所　・林野庁本庁（建築一式工事及び測量・建設コンサルタント等契約に限る。）　・水産庁

受付機関名及び担当		住所、電話番号及びメールアドレス
農林水産省 大臣官房予算課	大臣官房予算課営繕総括班 本館１階　ドア No.本 120	〒100-8950　千代田区霞が関 1-2-1 電話 03-3502-8111 内線 3320 yosanka_eizen@maff.go.jp

（注）電子メールで送付する場合の提出様式は PDF ファイル形式によるものとし、容量が 7MB を超えないものとする。なお、ファイルは容量が 7MB を超える場合を除き１つのファイルにまとめること。

２　上記１を除く農林水産省における競争参加資格審査の受付機関

農林水産省が行う競争参加資格審査は、上記１以外にも下表のとおり実施しております。

それぞれの受付機関において、申請書の提出窓口、申請書類の様式や提出内容、受付の期間が異なりますので、詳しくは、下記農林水産省のホームページを御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/index.html

受付機関名	申請書の提出窓口
林野庁(建築一式工事及び測量・建設コンサルタント等契約を除く)	林野庁林政部林政課
林野庁森林管理局	林野庁各森林管理局
農林水産省地方農政局	農林水産省各地方農政局